

令和元年11月5日

会員各位

協同組合近畿整骨師会  
理事長 田村公伸  
保険部長 川本大作

## — 保 険 部 連 絡 —

### 施術所における広告規制の法令遵守の徹底について

平素は本会運営に御協力を賜り誠に有難うございます。

さて、令和1年11月1日付で和歌山市保健所長より【施術所における広告規制の法令遵守の徹底について】標記の件について柔道整復師法第24条に規定されている事項以外は広告できないことになっております。しかしながら、法律で認められていない事項を含んだ広告が見受けられます。施術所の広告に関する規制について再度確認の上、法令順守を徹底するようにと本会会員への周知依頼がありました。

厚生労働省医政局が実施するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師及び柔道整復師等の広告に関する検討会での議論を踏まえ「広告とは、ポスター、チラシ、看板、新聞、雑誌、バナー広告、ホームページ等、それらに法律で定められた事項以外を記載すれば罰則の対象となります。」と保健所から、あらためて周知するようにとの依頼です。広告に関する検討会ではまだ議論継続中ですが、決定後に指導等行われる可能性もあります。そのための事前周知とも考えられますので会員各位におかれましては熟読のうえ取扱いに際し遺漏なきよう宜しくお願いいたします。

また、通知文書は本会HPへも掲載しておりますので不明な点の問い合わせ先なども含めご確認いただきますようお願いいたします。